

区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務並びに 基本設計及び実施設計業務委託 プロポーザル募集要項

1 件名

区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務並びに基本設計及び実施設計業務委託

2 目的

本業務は、板橋第五中学校を取り巻く現状及び学校関係者・地域から期待される内容等を踏まえ、将来の新しい学校像を提示するとともに、板橋第五中学校に近接する「板橋区史跡公園（仮称）」及び「（仮称）産業ミュージアム」との連携を重要なテーマのひとつとして位置付け、地域資源との相乗効果を図りながら、板橋第五中学校の改築に係る基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）の策定支援と、同改築に係る基本設計・実施設計（以下「基本設計・実施設計」という。）を行うことを目的とする。

3 委託予定期間

- ・基本構想・基本計画策定支援業務委託：契約締結日から令和9年3月31日まで
- ・基本設計・実施設計業務委託：令和9年4月1日から令和11年3月15日まで

※本プロポーザルは、令和8年度の基本構想・基本計画策定支援業務委託及び令和9年度・10年度の基本設計・実施設計業務委託の委託事業者を選定するものである。なお、令和9年度及び令和10年度の基本設計・実施設計業務委託は、該当年度の予算が議決され、かつ令和8年度の履行状況が良好な場合に限り契約を行うことができる。

4 委託金額上限額（予定）

- ・令和8年度
19,800,000円（税込）

- ・令和9年度及び10年度委託料

基本設計・実施設計業務委託については、建築士法第25条（昭和25年法律第202号）に基づく令和6年国土交通省告示第8号、平成27年国土交通省告示第670号並びに「板橋区設計等委託料積算標準」を参考に、予算額を限度として協議する。

また、基本構想・基本計画策定支援業務委託の実施に伴い、基本設計及び実施設計業務委託の業務内容が変更となった場合も同様に協議する。

5 委託業務内容

別紙1「仕様書（案）一式」のとおりとする。なお、仕様書（案）にある業務内容は、現時点で板橋区が考えているものであり、これに拘束されることなく、具体的な提案や自由な発想による提案を求める。また、本プロポーザルは、令和8年度業務に関する提案と併せて、令和10年度までの3か年度にわたる提案書の提出を求めるものである。

6 参加資格要件

本プロポーザル方式の参加事業者は、以下の項目を全て満たしているものとする。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を5年以上行っていること。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てを受けたとき、手形または小切手不渡りになったとき等）にないこと。
- (6) 参加事業者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- (9) 「参加申込書」の提出時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける、業種「建築設計」の共同格付が200位以内であること。

※契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消す。

7 参加方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
別紙2「提出書類作成要領」のとおり
- (2) 提出期限
参加申込・1次審査用提出書類 令和8年5月8日（金）
2次審査用提出書類（1次審査を通過した者のみ） 令和8年6月11日（木）
- (3) 提出方法
窓口へ持参すること。
受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、閉庁日は受付しない。
- (4) 提出先
教育委員会事務局新しい学校づくり課学校整備係（北館6階12番窓口）

8 区が求める提案内容

- ・ 区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書（案）
- ・ 区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託仕様書（案）
- ・ 区立板橋第五中学校 施設概要書
- ・ 板橋区立学校施設標準設計指針～基本理念編～
- ・ MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン2035-
- ・ MIRAI SCHOOL いたばし -学校施設づくり2035-
- ・ いたばし創造都市宣言
- ・ 板橋区史跡公園（仮称）基本構想

上記に掲げる資料等により、板橋区の方針や計画内容を十分に理解した上で、**提案1**から**提案4**について提案すること。

提案1 「学校の施設整備の在り方について」

教育環境の変化に対して柔軟に対応できる施設を整備することに加えて、防災・地域連携・環境への配慮・生涯学習とのつながりといった学校教育以外の視点を取り入れながら、地域資源や地域特性を生かした特色ある学校づくりの考え方について提案すること。

〈求められる視点〉

- ・ 多様な学びに対応する学習環境や将来的な生徒数減を見据えた諸室の転用など、可変性とSDGsを具現化する持続性のある施設整備の提案
- ・ 地域住民はもとより、子どもから大人まで、あらゆる世代が利用できる学び舎として機能し、多様な知識や経験が集積される場の提案
- ・ 地域の歴史と文化を学ぶ環境としての役割も果たし、本物に触れる体験学習の場の提案
- ・ 区における導入・運用経過などを踏まえた主体的・探求的な学びを促す「学びのデザイン」を構築する教科センター方式の環境整備の提案
- ・ 将来的なユネスコスクール認定検討によりユネスコの理念及び価値観を共有する人材の育成の要素を取り入れた教育を推進するための学校整備に関する提案

提案2 「史跡公園等の連携について」

改築にあたっては、近接する史跡公園等の立地を生かし、歴史的経緯や特色を生かした学校づくりについて提案すること。

〈求められる視点〉

- ・ ノーベル物理学賞受賞者の研究室、先進的な科学技術研究が展開された日本物理学界の中心地であった歴史的背景を踏まえ、地域に対するプライドと愛着の形成を促進し、次世代の理系・ものづくり人材を育む学習活動の展開（生徒利用のみに固定されない研究室・実験室など）の提案
- ・ 産業ミュージアムを通じた、民間企業・研究機関等の様々な主体との連携施設の提案
- ・ 史跡公園との連携により「いたばし創造都市宣言（令和8年1月）」の実現に資する提案（※1）
- ・ 「板橋区史跡公園（仮称）基本構想（平成29年8月）」の基本コンセプト（板橋の歴史・文化・産

業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園）との相乗効果を生み出す空間の提案（※2）

提案3 「意見聴取及び合意形成について」

地域や学校関係者の意見聴取の手法、テーマ、対象、またどのように計画に反映するか、実施時期も含め提案すること。また、直近の改築事業では、地域や学校関係者への事業の周知や理解、また合意形成を目的に説明会を実施し、いただいた意見を踏まえ、計画策定としている。説明会での、パースや3次元動画などわかりやすい説明手法やより多くの人に説明を聞いていただける手法や説明会の周知方法について提案すること。

提案4 「基本構想・基本計画の策定着手から工事完了までの工程計画について」

「区立板橋第五中学校改築に係る基本構想・基本計画策定支援委託（案）」及び「区立板橋第五中学校改築基本設計及び実施設計業務委託（案）」を参考に、本委託にて行う各業務の実施時期がわかる工程計画について提案すること。また、検討しているポイントや課題となることについても記載し設計や工事の期間、建替え完了時期など規模や現在の条件から考えられる大まかなスケジュールについても記載すること。あわせて、敷地内で学校運営を継続しながら改築工事を進める手法について提案すること。

基本構想・基本計画、基本設計、実施設計の各段階において、板橋区の庁内検討・方向性の確認を行う工程を設け、意見の反映や改善・改良に対応できる適正な期間を設定すること。

（※1）「いたばし創造都市宣言（令和8年1月）」の実現

「いたばし創造都市宣言」を具現化するコンテンツの一つとして、単なる「校舎の建て替え」にとどまらない、次世代の教育拠点として板橋第五中学校の改築に係る提案を求める。

（※2）板橋区史跡公園（仮称）との連携

令和11年度中のグランドオープンに向け、平成29年度に国史跡指定された「陸軍火薬製造所跡」を「史跡公園（仮称）」として整備するとともに、公園内にある「旧理化学研究所板橋分所」跡地において、文化財建造物を活用した「（仮称）産業ミュージアム」の開設準備を進めている。これらの地域資源との相乗効果を図り、加賀エリアのブランド力を支える公共空間の一角として位置付けるべく、板橋第五中学校の改築に係る提案を求める。

9 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施する。

（1）1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査する。参加事業者が6者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞るものとする。

② 審査項目及び審査基準

別表1「評価書（第1次審査）」のとおり。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）※1次審査通過者のみ

① 審査方法

提案書を基にプレゼンテーション（発表：15分、質疑応答：20分）を行い、提案採用者の候補を決定する。なお、評価点が満点の6割を超えないときは提案採用者としらないものとする。

② 審査項目及び審査基準

別表2「評価書（第2次審査）」のとおり。

③ プレゼンテーション方法

プレゼンテーションでは、大型モニター（ELMO BOARD EL75R1）を使用する。ノートPCについては、持参すること。また、プレゼンテーション内容は、提出した「提案書」と同じ内容とすること。ただし、「提案書」の内容に沿っていれば表現方法を工夫することは構わない。

10 選定委員会の構成

選定委員会は、区職員5名、学校関係者1名、学識経験者2名の計8名で構成する。

11 質問及び回答について

質問はメールにて行い、「板橋区教育委員会事務局 新しい学校づくり課 学校整備係」へ電話し、到着の確認をすること。

質問及び回答は全ての参加事業者が確認できるよう区のホームページにて回答する。なお、公表した回答についての再質問は受け付けない。

- ・1次審査質問期限：令和8年4月27日（月）
- ・受付方法：電子メールのみ
- ・メール件名：「板橋区学校施設プロポーザル 質問（会社名）」
- ・受付アドレス：ky-gkeisui@city.itabashi.tokyo.jp

12 スケジュール

参加申込書等配布期間	令和8年4月22日（水）から5月8日（金）まで
1次審査に係る質問期限	令和8年4月27日（月）
前記質問に対する回答	令和8年4月30日（木）
1次審査書類の提出期限	令和8年5月8日（金）
1次審査の結果通知	令和8年5月12日（火）
2次審査に係る質問期限	令和8年5月25日（月）
前記質問に対する回答	令和8年5月27日（水）

2次審査書類の提出期限	令和8年6月11日(木)
2次審査の実施	令和8年6月16日(火)
2次審査の結果通知・公表	令和8年6月18日(木)

1.3 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及びプレゼンテーションに係る経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求(情報公開)の対象となる。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出すること。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。また、提出後の書類差し替え、修正は認めない。
- (4) 失格・減点要件
 以下の場合には、選定委員会で審査のうえ、失格・減点となる場合がある。
 - ア 提案書に虚偽の記載・申告がある場合
 - イ 提案書に記載された内容が極めて特別な事情がある場合を除き、業務遂行できないことが明らかな場合
 - ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - エ 評価に係る選定委員に対して、故意に接触を求めた場合
 - オ 事業者を特定できるような言動を行った場合
 - カ その他選定委員会において不適当と認められた場合
- (5) 電子メール等の通信事故については、板橋区はいかなる責任も負わない。
- (6) 委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取扱いに係る保護措置を講ずる必要がある。
- (7) 本プロポーザルは、各年度予算の成立(板橋区議会で3月下旬議決予定)を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合があることをあらかじめ了承のうえ参加すること。

1.4 連絡先

問合せ先：東京都板橋区教育委員会事務局 新しい学校づくり課 学校整備係
 担当者：吉田、三村
 住所：東京都板橋区板橋二丁目66番1号(板橋区役所 北館6階 12番窓口)
 電話：03(3579)2632
 F A X：03(3579)4214
 M A I L：ky-gkeisui@city.itabashi.tokyo.jp
 時間：月～金曜日 9：00～17：00(祝日を除く)